

大和市告示第145号

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年9月29日

大和市長 大 木 哲

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市コンビニエンスストア等における証明書交付サービスの提供に関する要綱（平成27年大和市告示第227号）の一部を次のように改正する。

第1条中「端末機（以下「自動交付機」という。）」を「多機能端末」に、「の提供」を「を提供すること」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 多機能端末 本市の電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続された民間事業者の設置した端末機であって、必要な操作を行うことにより各種証明書を交付する機能を有するものをいう。

第3条及び第4条中「自動交付機」を「多機能端末」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「自動交付機」を「多機能端末」に改め、同条第1号中「個人番号カード」の次に「（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加え、同条第2号中「住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項の規定により交付された住民基本台帳カード」に、「自動交付機によって証明書の交付を受けるために必要な」を「同項に規定する」に改める。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。